

# IASBが、株式に基づく報酬取引の分類及び測定に関連するIFRS第2号の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

### 要点

- IASBは、最終化された場合に、以下を明確化するIFRS第2号の修正を提案した。
  - － 現金決済型の株式に基づく報酬における権利確定条件の影響の会計処理
  - － 純額決済の特徴を有する株式に基づく報酬取引の分類
  - － 現金決済型から持分決済型へ取引を変更する、株式に基づく報酬の条件変更の会計処理
- IASBは、修正案の発効日を提案していない。しかし、早期適用は認められることが提案されている。本EDは、将来に向かって適用するが、一定の規準を満たした場合には遡及適用も認められることを提案する。
- 提案に対するコメントは、2015年3月25日が期限である。

本IFRS in Focusは、2014年11月にパブリックコメントを求めるために最近公表された、公開草案ED/2014/5「株式に基づく報酬取引の分類と測定」(ED)に示されたIFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正案を要約している。

### なぜ本修正が提案されたのか？

国際会計基準審議会 (IASB)、及びIFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に関して多くの要望書を受領した。要望書は主に以下の点に焦点が当てられている。

- 業績条件を含む現金決済型の株式に基づく報酬取引の会計処理
- 源泉税を控除して決済される株式に基づく報酬
- 株式に基づく報酬取引の現金決済型から持分決済型への条件変更

IASBは、これらの懸念を認識し、当該論点をまとめて1つの狭い範囲のプロジェクトで対処することを決定した。

### 修正案はいつ適用されるか？

本EDは、発効日を提案していない。修正案の早期適用は認められる。

IASBは、修正案を将来に向かって適用することを提案する。しかし、IASBはまた、企業が必要な全ての情報を有している場合、及び情報が事後的判断を使用することなしに入手可能である場合には、遡及適用が認められることを提案する。

本EDのコメント期間は2015年3月25日までである。

### 公開草案で提案された変更は何か？

**現金決済型の株式に基づく報酬における権利確定条件の影響の会計処理**

IFRS第2号は、現金決済型の株式に基づく報酬の負債は、各報告日において公正価値で測定することを規定している。しかし、本基準は、権利確定条件が、これらの負債の公正価値にどのように影響を及ぼすかについては言及していない。それゆえ、IASBは、現金決済型の株式に基づく報酬における権利確定条件及び権利確定条件以外の条件の影響の会計処理は、持分決済型の株式に基づく報酬と同じアプローチに従うべきことを明確化することを提案する。

## 見解

持分決済型の株式に基づく報酬の類推適用によって、IASBは、勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件は、現金決済型の株式に基づく報酬から生じる負債の公正価値を見積もる際に考慮に入れるべきではないことを提案する。代わりに、これらの権利確定条件は、権利確定すると予想される報酬の数を調整することによって、考慮に入れるべきである。結果として、権利確定時には、負債は最終的に権利確定した報酬の数を反映する。これを説明するため、本EDでは株式増価受益権の会計処理に関する設例を提案している。

反対に、株式市場条件及び権利確定条件以外の条件は、各報告日において現金決済型の株式に基づく報酬の公正価値を見積もる際に考慮に入れる。

本提案の結果として、現金決済型の株式に基づく報酬に関して最終的に認識される累計額は、現金支払額と同額になるはずである。

## 純額決済の特徴を有する株式に基づく報酬取引の分類

IASBは、企業が株式に基づく報酬契約を（最小限の法定源泉税の要求を満たすため資本性金融商品の所定の数を除くことによって）純額で決済する従業員との株式に基づく報酬取引は、純額決済の特徴が含まなければ株式に基づく報酬が持分決済型として分類される場合、全体として持分決済型として分類されるべきである旨を規定することを提案する。

## 見解

IASBは、上記の論点に関して代替的見解を検討した。この代替的見解では、各株式に基づく報酬の構成要素をそれぞれの決済方法に基づいて会計処理を行う。その結果、控除部分については、現金決済型として分類及び会計処理され、資本性金融商品の発行によって決済される部分については、持分決済型として分類及び会計処理される。

しかし、株式に基づく報酬の部分は、税法や税率の見積りの変更が生じた際にいつでも現金決済型と持分決済型の間で再分類しなければならない。これは、重要な運用上の課題が引き起こされるとして、IASBはこの代替的見解を棄却した。

## 現金決済型から持分決済型へ取引を変更する、株式に基づく報酬取引の条件変更の会計処理

IASBは、現金決済型から持分決済型に取引を変更する株式に基づく報酬の条件変更について、現金決済型の株式に基づく報酬に関して認識された当初の負債は認識を中止し、持分決済型の株式に基づく報酬は、条件変更日までにサービスが提供された範囲で、条件変更日の公正価値で認識されることを提案している。本EDは、条件変更日における負債の帳簿価額と同時点において資本に認識される金額との差額は、直ちに純損益に認識することを提案する。

以上

## トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

### ● トーマツのIFRSサービス

トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

### ● IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国のIFRSロードマップ案/  
IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

### ● 解説記事

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

### ● セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

### ● 出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 **トーマツ IFRS推進** Tel:03-6213-1168 E-mail:jp\_ifrs\_service@tohmatu.co.jp